

秋季全国火災予防運動 11月9日～15日

〔令和元年度防火標語〕

ひとつずつ いいね！で確認
火の用心

空気が乾燥し、火を使う機会が増えることから、火災が発生しやすい時期を迎えます。そのため、ごみの屋外焼却や不適切な火の取り扱いを行わないでください。

◆火災予防の3つの習慣

- 寝たばこは絶対しない
- ストープは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

◆火災予防の4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- 寝具・衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- 火災を小さなうちに消すために、消火器などを設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制を作る

◆住宅用火災警報器の設置と管理

消防法により、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。ご自身の命や財産を住宅火災から守るため、住宅用火災警報器を設置し、日頃から点検を行い、適正な管理に努めてください。

▼予防課

☎ 23-4074 FAX 23-0180

アルコール関連問題 啓発週間

11月10日～16日

11月10日(日)～16(土)はアルコール関連問題啓発週間です。

多量飲酒や未成年、妊婦の飲酒など、不適切な飲酒は、臓器障害、アルコール依存症の他、暴力や虐待、飲酒運転、うつ、自殺などのリスクを高める危険性があります。本人のみならず、その家族や社会にも深刻な事態をもたらすお酒の問題をこの機会に考えてみませんか？お酒でお困りのことがありましたらご相談ください。

ださい。

▼豊川断酒会 (廣永)

☎ (090)54591926

▼豊川保健所

☎ (0533)863626

全国一斉「女性の権利ホットライン」強化週間

DV、セクハラ、ストーカー行為などといった人権問題に関する相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

期間：11月18日(月)～24日(日) 時間：【月～金】午前

8時30分～午後7時【土・日】

午前10時～午後5時

女性の権利ホットライン 相談専用電話

☎ (0570)070810

▼名古屋法務局人権擁護部

☎ (052)9528111



〔縦覧〕東三河都市計画 地区計画案について

ID 1006512

田原赤羽根土地地区画整理事業の進捗に合わせ、地区特性に応じた土地利用を定め、調和のとれた良好な市街地形成を図ることを目的に地区計画の策定を進めています。

今回、この地区計画の案を次の通り縦覧します。

名称：田原赤羽根地区計画

区域：赤羽根町新笹および天

神の各一部 縦覧期間：11月

15日(金)～29日(金) 縦覧時

間：午前8時30分～午後5時

15分/土・日曜日、祝日を除

く 縦覧場所：市街づくり推

進課 その他：区域内の土地

を所有する方およびその他利

害関係を有する方は、縦覧期

間満了の日までに本市に対し

意見書の提出が可能

※詳細は市HPをご覧ください

くか、お問い合わせください

▼街づくり推進課

☎ 23-3535 FAX 23-3811

田原市議会第4回定例会 を開催

本会議・委員会は、傍聴できます。本会議の一般質問は、ティーズおよびパソコン、スマートフォン、タブレットなどでもご覧いただけます。

◎議会開催予定表

月日	会議名	場所
12月 2日(月)	本会議(議案説明、一部採決)	議場
12月 4日(水)	本会議(一般質問)	議場
12月 5日(木)	本会議(一般質問、質疑、委員会付託)	議場
12月 9日(月)	文教厚生委員会 総務産業委員会※	第2委員会室
12月 10日(火)	予算決算委員会	第2委員会室
12月 16日(月)	本会議(委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決)	議場

時間はいずれも午前10時から
ただし、※は午後1時30分から

▶田原市議会事務局 ☎ 23-3533

田原市議会 <http://www2.city.tahara.aichi.jp/gikai/>